

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府向日市上檀野町南淀井17番地

氏名 株式会社タカノ
代表取締役 高野 利子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府乙訓保健所長

佐藤 礼



許可の年月日 平成 29 年 11 月 28 日

許可の有効年月日 令和 2 年 4 月 9 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含む。)

① 燃え殻

② 汚泥

③ 廃油

④ 廃酸

⑤ 廃アルカリ

⑥ 廃プラスチック類

⑦ 紙くず

⑧ 木くず

⑨ 繊維くず

⑩ 動植物性残さ

⑪ 土くず

⑫ 金属くず

⑬ ガラスくず

⑭ 破れきり

⑮ 破れきり

⑯ 破れきり

⑰ 破れきり

⑱ 破れきり

⑲ 破れきり

⑳ 破れきり

㉑ 破れきり

㉒ 破れきり

㉓ 破れきり

㉔ 破れきり

㉕ 破れきり

㉖ 破れきり

㉗ 破れきり

㉘ 破れきり

㉙ 破れきり

㉚ 破れきり

㉛ 破れきり

㉜ 破れきり

㉝ 破れきり

㉞ 破れきり

㉟ 破れきり

㊱ 破れきり

㊲ 破れきり

㊳ 破れきり

㊴ 破れきり

㊵ 破れきり

㊶ 破れきり

㊷ 破れきり

㊸ 破れきり

㊹ 破れきり

㊺ 破れきり

㊻ 破れきり

㊼ 破れきり

㊽ 破れきり

㊾ 破れきり

㊿ 破れきり

以上14種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成 9 年 11 月 10 日: 当初許可
平成 12 年 9 月 22 日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: ②④⑤)
平成 14 年 11 月 10 日: 更新許可
平成 18 年 7 月 12 日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: ①)
平成 19 年 11 月 27 日: 更新許可
平成 24 年 11 月 22 日: 更新許可
平成 29 年 11 月 28 日: 更新許可
令和 2 年 4 月 16 日: 代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・